

# 平成17年度地方公営企業会計決算について（見込み）

## 1 事業数

平成18年3月31日現在における青森県内の地方公共団体（県除く）が経営する地方公営企業の総事業数は、206事業（法適用企業73事業、法非適用企業133事業）で、前年度と比べて総事業数で16事業の減となっています。このうち、市町村合併に伴う会計統合による減が13事業、事業廃止による減が3事業となっています。

表 - 1 事業数の増減

区 分	平成17年度	平成16年度	増減数	増減の内訳	
				うち合併による減分	うち廃止分
上水道事業	30	33	3	3	
交通事業	2	2	0		
病院事業	30	31	1	1	
下水道事業	85	92	7	7	
簡易水道事業	18	19	1	1	
介護サービス事業	11	12	1		1
観光施設事業	10	12	2	1	1
宅地造成事業	8	8	0		
その他	12	13	1		1
総事業数	206	222	16	13	3

病院事業においては、施設数を標記。（事業数は26事業）

表 - 2 経営主体別事業数の状況

経営主体別 適用区分	市		町村		組合等		合計		合計
	法適用	法非適用	法適用	法非適用	法適用	法非適用	法適用	法非適用	
事業区分									
上水道事業	8	-	17	-	5	-	30	-	30
簡易水道事業	-	5	-	13	-	-	-	18	18
工業用水道事業	1	-	-	-	-	-	1	-	1
交通事業	2	-	-	-	-	-	2	-	2
病院事業	10	-	13	-	7	-	30	-	30
下水道事業	8	26	1	50	-	-	9	76	85
公共下水道	3	8	-	18	-	-	3	26	29
特定環境下水	2	5	-	9	-	-	2	14	16
農業集落排水	2	8	1	17	-	-	3	25	28
漁業集落排水	-	2	-	6	-	-	-	8	8
簡易排水	-	1	-	-	-	-	-	1	1
小規模排水処理	1	1	-	-	-	-	1	1	2
特定地域生活排水	-	1	-	-	-	-	-	1	1
市場事業	-	4	-	1	-	-	-	5	5
と畜場事業	-	1	-	-	1	-	1	1	2
観光施設事業	-	6	-	4	-	-	-	10	10
休養宿泊	-	2	-	2	-	-	-	4	4
索道	-	2	-	1	-	-	-	3	3
その他観光	-	2	-	1	-	-	-	3	3
宅地造成事業	-	4	-	4	-	-	-	8	8
駐車場整備事業	-	4	-	-	-	-	-	4	4
介護サービス事業	-	2	-	6	-	3	-	11	11
合 計	29	52	31	78	13	3	73	133	206

地方公共団体がやっている事業で、主として当該事業の経費をその経営に伴う収入をもって充てるもののうち、

）法適用企業とは・・・企業経営のための組織、財務、職員の身分の取扱等に関する事項を定めている地方公営企業法の全部又は財務規定等の一部を適用している事業をいい、一般企業に準じた会計処理がなされています。具体的には、上水道事業や交通事業、病院事業などがあります。

）法非適用企業とは・・・地方公営企業法の規定を適用していない事業で、官庁会計により処理されます。なお、これらの法非適用企業も条例で定めるところにより、地方公営企業法を適用し、法適用企業に移行することができます。

## 2 職員数

平成17年度において地方公営企業に従事する職員数は、7,131人（法適用企業6,339人、法非適用企業792人）で、前年度の7,222人に比べ91人、1.3%の減少となっています。

減少の大きな要因としては、退職者不補充の進展や、市町村合併に伴う会計統合等によるものとなっています。

表 - 3 職員数の状況

(単位:人)

区 分	平成17年度	平成16年度	増減数
上水道事業	719	740	21
交通事業	388	425	37
病院事業	5,180	5,176	4
下水道事業	466	498	32
簡易水道事業	28	30	2
介護サービス事業	225	229	4
観光施設事業	37	34	3
と畜場事業	21	20	1
その他	67	70	3
総職員数	7,131	7,222	91

「職員数」は、平成18年3月31日時点での常時雇用職員数としています。また、共通職員（例えば企業局総務課職員）及び兼務職員等における会計間の区分については、当該職員の所掌事務、給与の負担状況により区分しています。

## 3 決算規模

平成17年度の決算規模は、2,292億6百万円（法適用企業1,538億97百万円、法非適用企業753億9百万円）で、建設投資額の減少等により前年度の2,310億28百万円（法適用企業1,570億67百万円、法非適用企業739億61百万円）に比べ18億22百万円、0.8%の減となっています。（表-4）

事業別にみると、ほとんどの事業において前年度を下回っていますが、法適用企業のうち、病院事業については、定時退職者の増加等に伴う職員給与の増、病院の改築等に伴う建設改良費の増等で、法非適用企業のうち下水道事業では、新たな事業開始等による建設投資額の増等により、前年度を上回りました。また宅地造成事業では、青森市の東北新幹線新青森駅開業に伴う区画整理事業を開始したことにより増となっています。

表 - 4 地方公営企業の決算規模

(単位:百万円、%)

年度		平成17年度	平成16年度	増減額	増減率
法適用企業	上水道	44,243	47,251	3,008	6.4
	交通	5,931	6,615	684	10.3
	病院	96,616	95,353	1,263	1.3
	下水道	6,416	7,160	744	10.4
	その他	691	688	3	0.4
	計	153,897	157,067	3,170	2.0
法非適用企業	簡易水道	2,611	3,296	685	20.8
	市場	1,629	1,597	32	2.0
	と畜場	614	643	29	4.5
	観光施設	3,021	3,951	930	23.5
	宅地造成	2,167	1,599	568	35.5
	下水道	62,422	60,090	2,332	3.9
	駐車場	583	600	17	2.8
	介護サービス	2,262	2,185	77	3.5
計	75,309	73,961	1,348	1.8	
合計		229,206	231,028	1,822	0.8

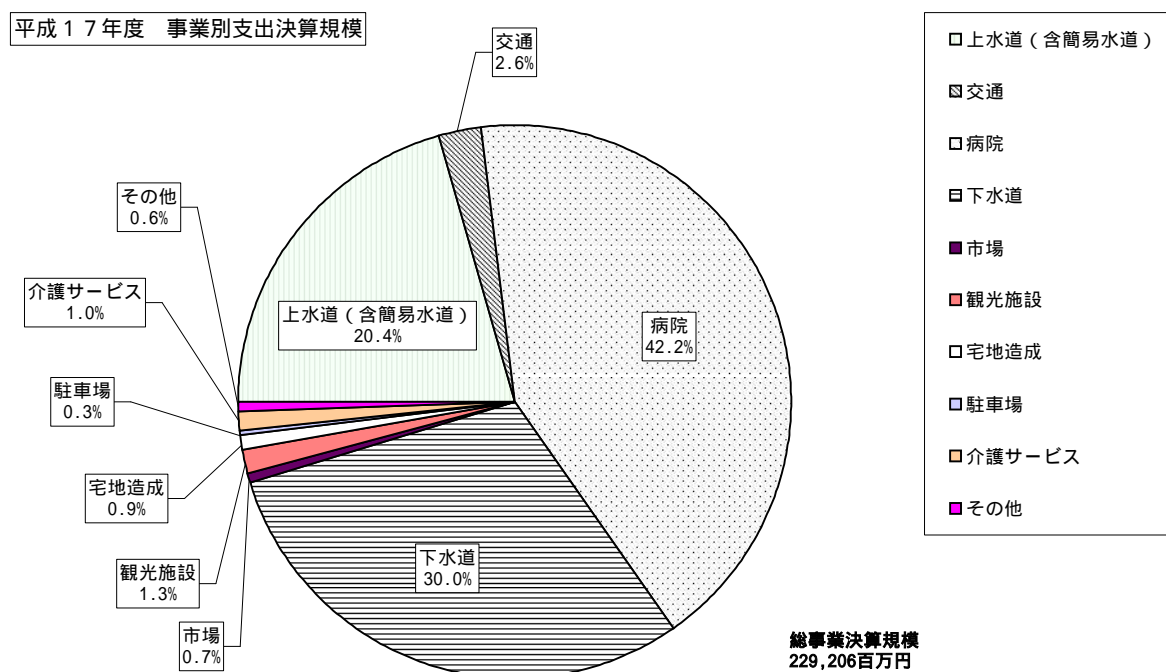
さらに、決算規模を、通常の営業活動を示す収益的支出（総費用）と、建設投資規模を示す資本的支出に分けてみると、その状況は表5のとおりとなっています。

表 - 5 決算規模の構成

事業名	区分	支出決算規模		総費用		資本的支出	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
上水道(含簡易水道)		46,854	20.4	32,190	20.5	23,490	28.1
交通		5,931	2.6	5,395	3.4	766	0.9
病院		96,616	42.2	92,531	58.9	8,841	10.6
下水道		68,838	30.0	21,215	13.5	48,523	58.1
市場		1,629	0.7	1,276	0.8	348	0.4
観光施設		3,021	1.3	756	0.5	439	0.5
宅地造成		2,167	0.9	36	0.0	658	0.8
駐車場		583	0.3	406	0.3	177	0.2
介護サービス		2,262	1.0	2,057	1.3	128	0.2
その他		1,305	0.6	1,196	0.8	185	0.2
合計		229,206	100.0	157,058	100.0	83,555	100.0

支出決算規模は、総費用に資本的支出を加え、法適用企業にとっては減価償却費を除き、法非適用企業にとっては積立金及び繰上充用金を加えたものです。

図 - 1 <事業別支出決算規模>



事業別にみると、病院事業が966億16百万円で全体の42.2%を占め、次いで下水道事業が688億38百万円(30.0%)、水道事業468億54百万円(20.4%)となっており、これら3事業で全体の92.6%を占めています。

通常の営業活動の規模を示す収益的支出の金額では、病院事業、水道事業、下水道事業の順となっています。資本的支出の金額では、建設の初期投資段階にある事業が多い下水道事業の規模が大きく、次いで上水道事業、病院事業となっています。

#### 4 建設投資額

平成17年度の建設投資額は462億7百万円で、前年度に比べ38億55百万円、7.7%の減となっています。建設投資額が最も大きな事業は、下水道事業の292億26百万円で、全体の63.2%です。次いで上水道事業(含簡易水道)で、132億28百万円(28.6%)、病院事業26億69百万円(5.8%)となっています。

減少した事業の主な理由としては、上水道事業においては、七戸町と青森市の工事終了に伴う減となっています。下水道事業(法適用)では、十和田市で大幅な減となっているほか、観光施設事業では、大鰐町の地域交流センター鰐COMEの建設終了に伴う減となっています。

一方、増加した事業の主な理由としては、宅地造成事業で青森市の石江地区土地区画整理事業が開始になったことに伴う増があげられます。

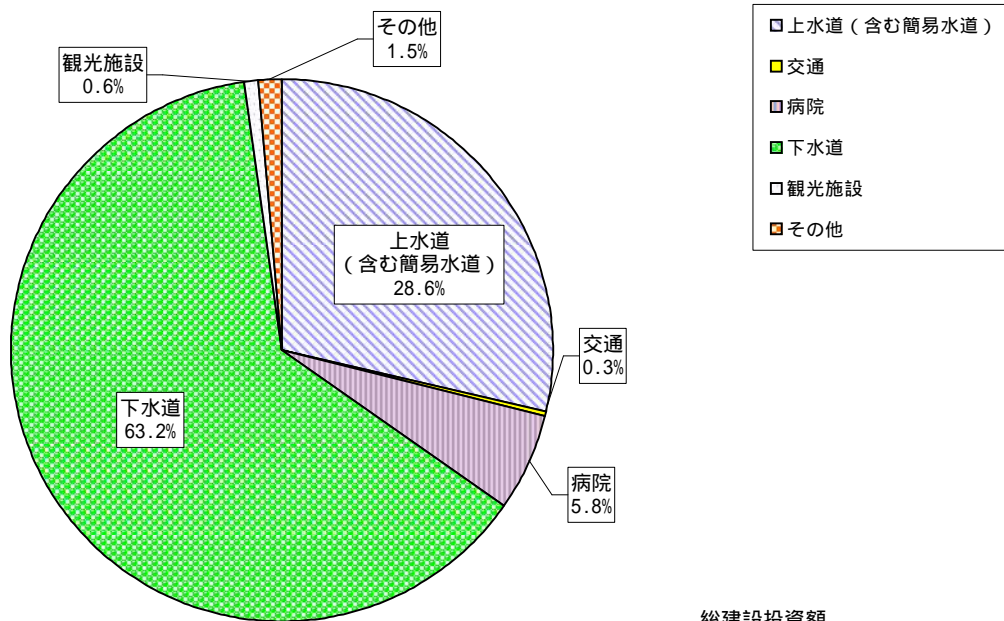
表 - 6 < 事業別建設投資額 >

(単位: 百万円, %)

事業名	年度	平成17年度		平成16年度		増減額	増減率
			構成比率		構成比率		
法適用企業	上水道	12,151	26.3	14,173	28.3	2,022	14.3
	交通	135	0.3	234	0.5	99	42.3
	病院	2,669	5.8	2,254	4.5	415	18.4
	下水道	1,824	3.9	2,687	5.3	863	32.1
	その他	37	0.1	36	0.1	1	2.8
	計	16,816	36.4	19,384	38.7	2,568	13.2
法非適用企業	簡易水道	1,077	2.3	1,649	3.3	572	34.7
	市場	27	0.1	154	0.3	127	82.5
	と畜場	11	0.0	15	0.0	4	26.7
	観光施設	278	0.6	1,244	2.5	966	77.7
	宅地造成	596	1.3	6	0.0	590	9,833.3
	下水道	27,402	59.3	27,599	55.2	197	0.7
	駐車場	0	0.0	2	0.0	2	皆減
	介護サービス	0	0.0	9	0.0	9	皆減
計	29,391	63.6	30,678	61.3	1,287	4.2	
合計	46,207	100.0	50,062	100.0	3,855	7.7	

図 - 2 < 事業別建設投資額 >

平成17年度 建設投資額



## 5 法適用企業の経営状況

### (1) 収益的収支

企業の経営活動によって純利益を生じた事業数は、法適用企業73事業(前年度77事業)中34事業(前年度36事業)で、その額は31億98百万円(前年度34億74百万円)で、対前年度比2億76百万円、7.9%減となっています。一方、純損失を生じた事業数は39事業(前年度41事業)で、その額は59億65百万円(前年度49億11百万円)で、対前年度比10億54百万円、21.5%増となっています。純利益の最も多い事業は上水道事業で、76.4%を占めています。また、純損失の最も多い事業は病院事業で、全体の83.1%を占めています。

病院事業においては、純利益が減少するとともに、純損失が大きく増加しており、大変厳しい経営状況となっています。

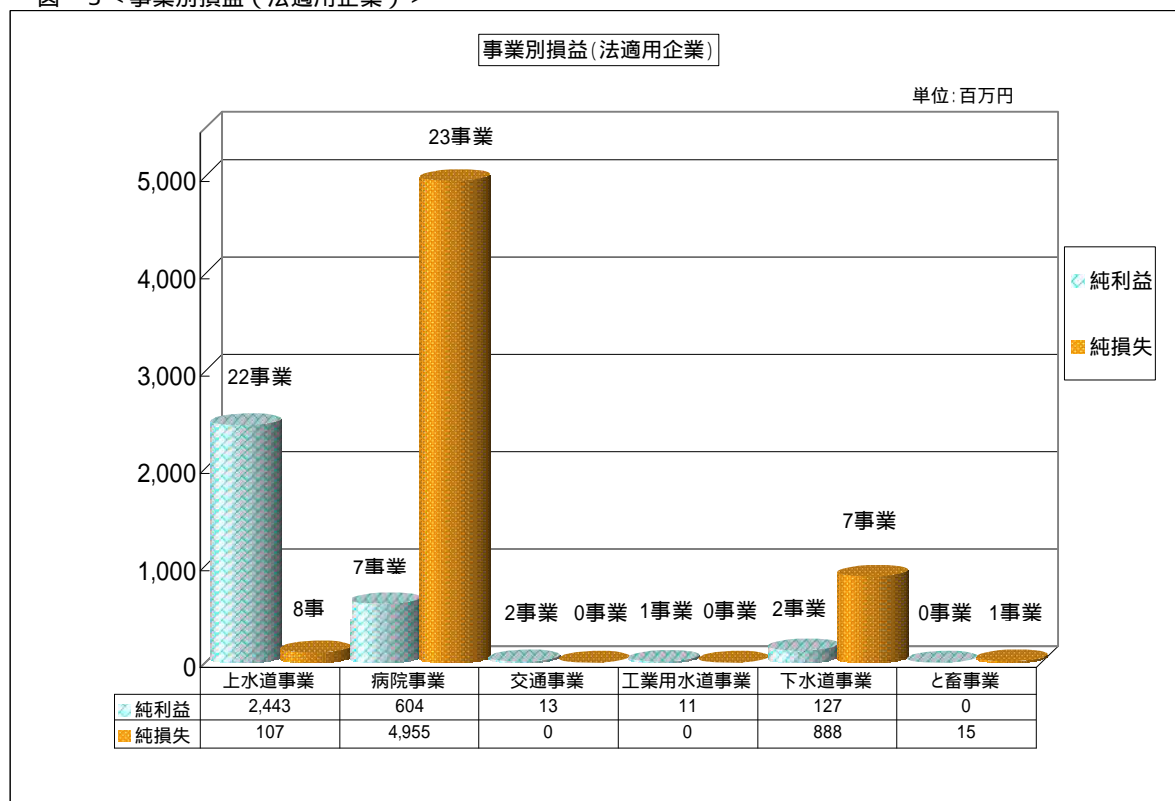
一方、交通事業においては、人件費抑制や営業規模縮小等の経営改善を図った結果、純利益が減少したものの、純損失は生じていません。

表 - 7 < 事業別損益 (法適用企業) >

(単位:百万円、%)

	平成17年度		平成16年度		増減額		増減率	
	純利益	純損失	純利益	純損失	純利益	純損失	純利益	純損失
上水道事業	2,443	107	2,550	219	107	112	4.2	51.1
病院事業	604	4,955	738	3,787	134	1,168	18.2	30.8
交通事業	13	0	82	64	69	64	84.1	100.0
工業用水道事業	11	0	14	0	3	0	21.4	-
下水道事業	127	888	90	828	37	60	41.1	7.2
と畜事業	0	15	0	13	0	2	-	15.4
合計	3,198	5,965	3,474	4,911	276	1,054	7.9	21.5

図 - 3 < 事業別損益 (法適用企業) >



また、経常収益(営業収益+営業外収益)は全体で1,289億1百万円(前年度1,304億25百万円)、経常費用(営業費用+営業外費用)は1,328億33百万円(1,327億66百万円)となっており、経常収支は39億32百万円(前年度23億41百万円)の赤字となっています。経常収支比率は、97.0%(前年度98.2%)となっています。

事業別にみると、病院事業と下水道事業が前年度に引き続き赤字となっていますが、下水道事業の赤字幅はわずかながら減少したものの、病院事業の赤字幅は増加しています。

表 - 8 < 事業別経常収支 (法適用企業) >

(単位:百万円、%)

	経常収益	経常費用	経常収支	経常収支比率
上水道事業	33,567	31,187	2,380	107.6
病院事業	86,631	92,151	5,520	94.0
交通事業	5,408	5,396	12	100.2
下水道事業	2,595	3,397	802	76.4
その他	700	702	2	99.7
合計	128,901	132,833	3,932	97.0

(2) 累積欠損金

累積欠損金の総額は、625億19百万円で前年度の656億92百万円に比べ31億73百万円の減となっています。

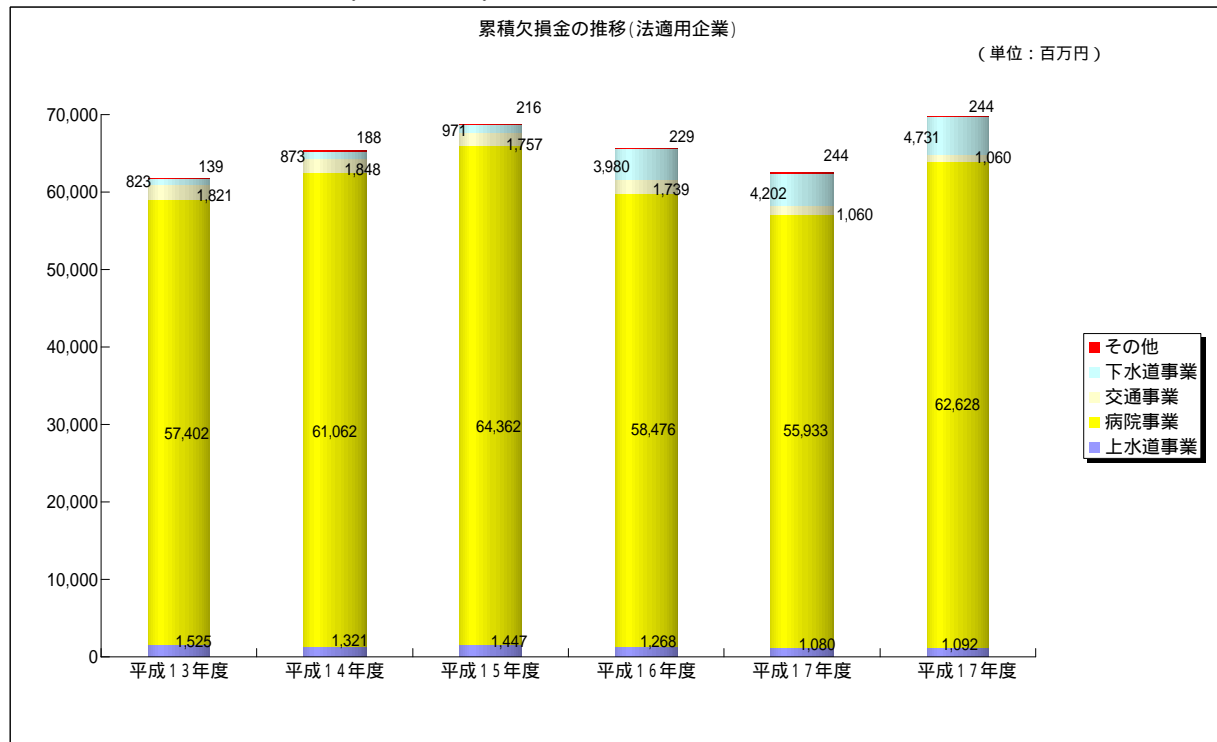
法適用企業のうち累積欠損金の多い事業は病院事業(559億33百万円)で、全体に占める割合は89.5%です。次いで、下水道事業(42億2百万円、6.7%)、上水道事業(10億80百万円、1.7%)の順となっています。

表 - 9 - 1 < 累積欠損金の推移 (法適用企業) >

(単位: 百万円, %)

	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		対前年度比		対前年度比		対前年度比		対前年度比		対前年度比
上水道事業	1,525	16.5	1,321	13.4	1,447	9.5	1,268	12.4	1,080	14.8
病院事業	57,402	5.5	61,062	6.4	64,362	5.4	58,476	9.1	55,933	4.3
交通事業	1,821	36.2	1,848	1.5	1,757	4.9	1,739	1.0	1,060	39.0
下水道事業	823	154.8	873	6.1	971	11.2	3,980	309.9	4,202	5.6
その他	139	75.9	188	35.3	216	14.9	229	6.0	244	6.6
合計	61,710	6.4	65,292	5.8	68,753	5.3	65,692	4.5	62,519	4.8

図 - 4 < 累積欠損金の推移 (法適用企業) >



合併に伴う会計処理を実施しなかった場合

累積欠損金

営業活動の結果生じた欠損金については、前年度からの繰越利益があればその利益をもって補てんし、なお残額があるときは利益積立金がある場合は、これによって補てんします。それでもまだ、欠損金に残額がある場合は議会の議決を経て資本剰余金をもって補てんすることができます。これらの補てんを行ってもなお、未処理欠損金がある場合は、これを繰り越すこととなり、これが複数多年度にわたって累積したものを累積欠損金といいます。

表 - 9 - 2 < 合併に伴う会計処理を実施しないと想定した場合の累積欠損金の状況 (法適用企業) >

(単位: 百万円, %)

	平成16年度	平成17年度 合併に伴う会計 処理無	-
上水道事業	1,268	1,092	176
病院事業	58,476	62,628	4,152
交通事業	1,739	1,060	679
下水道事業	3,980	4,731	751
その他	229	244	15
合計	65,692	69,755	4,063

市町村合併に伴い、公営企業会計においても、それまで継続していた会計を一旦廃止し、新たな会計を設置する手続きを行います。その際、貸借対照表の当年度未処分利益剰余金(又は当年度未処理欠損金)と自己資本金が結果として相殺されるため、合併後の新会計の累積欠損金は見かけ上減少することがあります。

仮に、市町村合併に伴うこれらの会計処理を行わないと想定した場合の累積欠損金の総額は、697億55百万円となり、前年度に比較して40億63百万円、6.2%の増となり、経営状況は悪化していることとなります。



(3) 不良債務

法適用企業の不良債務は169億70百万円（前年度157億27百万円）で、前年度に比べて12億43百万円増加しています。そのうち、病院事業が全体の80.3%を占めています。

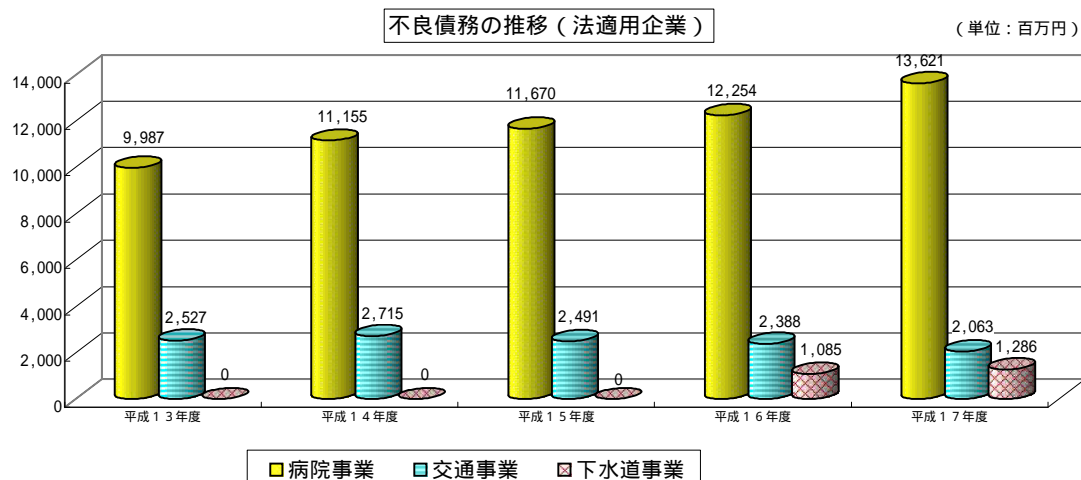
事業別には、交通事業において若干解消されたものの、病院事業については、第5次病院事業経営健全化計画に基づき、計画的に不良債務の解消が図られた病院がある一方で、それ以外の病院の不良債務の増加により、全体として増加しています。

表 - 10 <不良債務の推移（法適用企業）>

(単位:百万円、%)

	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
病院事業	9,987	9.2	11,155	11.7	11,670	4.6	12,254	5.0	13,621	11.2
交通事業	2,527	5.5	2,715	7.4	2,491	8.3	2,388	4.1	2,063	13.6
下水道事業	-	-	-	-	-	-	1,085	皆増	1,286	18.5
合計	12,514	8.4	13,870	10.8	14,161	2.1	15,727	11.1	16,970	7.9

図 - 5 <不良債務の推移（法適用企業）>



不良債務は、企業がどのような経営状況にあるかを判断する基準の一つで、流動資産（現金など）から流動負債（未払い金や一時借入金など）を差し引いたものです。

不良債務が発生しているということは、その企業の支払い能力を超える債務があるという状態です。

(4) 他会計繰入金

一般会計から公営企業会計に対する繰入金は180億3百万円（前年度182億30百万円）となっており、対前年度比2億27百万円、1.2%の減となっています。

法適用企業の中で繰入金が多いのは病院事業の117億19百万円で、繰入総額に占める割合も、65.1%となっています。

表 - 11 <事業別他会計繰入金の状況（法適用企業）>

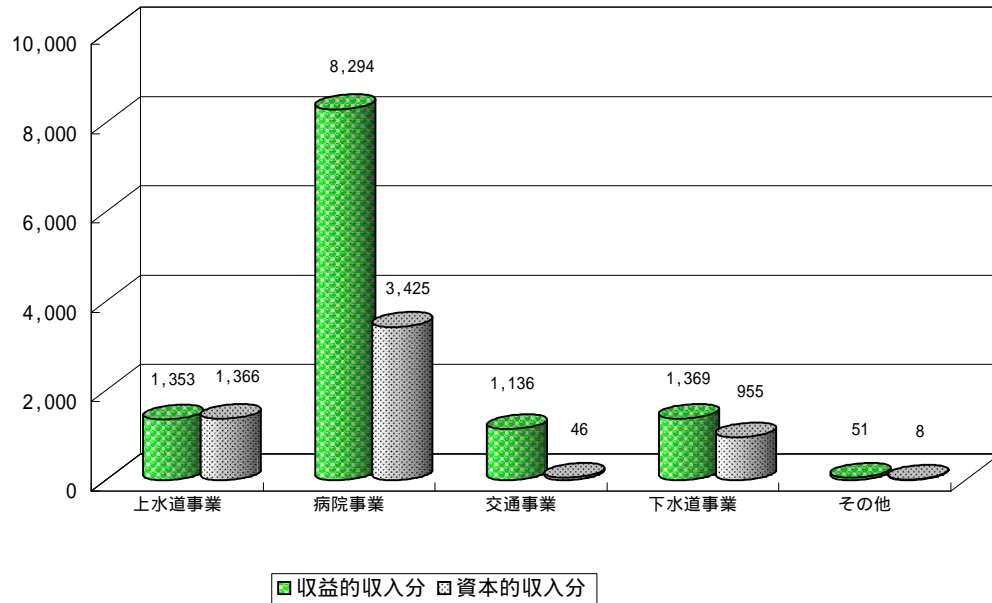
(単位:百万円、%)

	平成17年度他会計繰入金			平成16年度他会計繰入金			前年度比		
		収益的収入分	資本的収入分		収益的収入分	資本的収入分		収益的収入分	資本的収入分
上水道事業	2,719	1,353	1,366	2,624	1,257	1,367	3.6	7.6	0.1
病院事業	11,719	8,294	3,425	11,776	8,326	3,450	0.5	0.4	0.7
交通事業	1,182	1,136	46	1,431	1,229	202	17.4	7.6	77.2
下水道事業	2,324	1,369	955	2,342	1,324	1,018	0.8	3.4	6.2
その他	59	51	8	57	51	6	3.5	0.0	33.3
計	18,003	12,203	5,800	18,230	12,187	6,043	1.2	0.1	4.0

図 - 6 < 事業別他会計繰入金の状況 (法適用企業) >

他会計繰入金 (法適用企業)

単位: 百万円



地方公営企業の経営原則と他会計繰入金

地方公営企業においては、経営に伴う収入をもってその経費に充てることが原則です。しかし、地方公営企業は一般に公共性が極めて強く地方公共団体によって経営されていることから、本来地方公共団体の一般行政事務と考えられるような仕事を公営企業に行わせたり、もともと採算を取ることが困難であり企業ベースには乗らないような活動でも公共的な必要があるという理由によって採算を度外視しても実施しなければならない場合があります。このような活動に伴う経費については地方公共団体の一般会計において負担すべきこととし、一般会計から繰入金として繰入しています。

上記、他会計繰入金には他会計借入金、特別利益のうち他会計繰入金を含んでいます。

6 法非適用企業の経営状況

(1) 収益的収支、資本的収支

地方公営企業法を適用せずに官庁会計方式による会計処理を行っているいわゆる法非適用企業の収益的収支は、総収益 2 8 9 億 4 百万円 (前年度 2 8 2 億 8 9 百万円) に対して総費用 2 3 7 億 3 4 百万円 (前年度 2 3 7 億 8 3 百万円) で、差引 5 1 億 7 0 百万円 (昨年度 4 5 億 0 6 百万円) の赤字となっています。一方、資本的収支は、4 1 8 億 1 1 百万円 (前年度 4 0 0 億 3 2 百万円) の収入に対して 4 7 8 億 9 3 百万円 (4 6 6 億 8 2 百万円) の支出で、差引 6 0 億 8 2 百万円 (6 6 億 5 0 百万円) の赤字となっています。

表 - 1 2 < 収益的収支、資本的収支 (法非適用企業) >

(単位: 百万円)

	収益的収支			資本的収支			合計		
	総収益	総費用	差引	総収入	総支出	差引	収入総額	支出総額	支出差引
簡易水道	1,217	952	265	1,353	1,653	300	2,570	2,605	35
市場	1,451	1,276	175	136	348	212	1,587	1,624	37
と畜場	589	493	96	0	64	64	589	557	32
観光施設	811	756	55	280	439	159	1,091	1,195	104
宅地造成	150	36	114	593	658	65	743	694	49
駐車場	483	406	77	98	177	79	581	583	2
介護サービス	2,025	2,057	32	100	128	28	2,125	2,185	60
下水道	22,178	17,758	4,420	39,251	44,426	5,175	61,429	62,184	755
合計	28,904	23,734	5,170	41,811	47,893	6,082	70,715	71,627	912



(2) 実質収支

法非適用企業のうち実質収支で黒字を生じた事業数は法非適用企業133事業(前年度145事業)中121事業(前年度129事業)で、その額は6億52百万円(前年度5億74百万円)で、対前年度比78百万円、13.6%増となっています。一方赤字を生じた事業数は12事業(前年度16事業)で、その額は34億46百万円(前年度46億22百万円)で、対前年度比11億76百万円、25.4%減となっています。

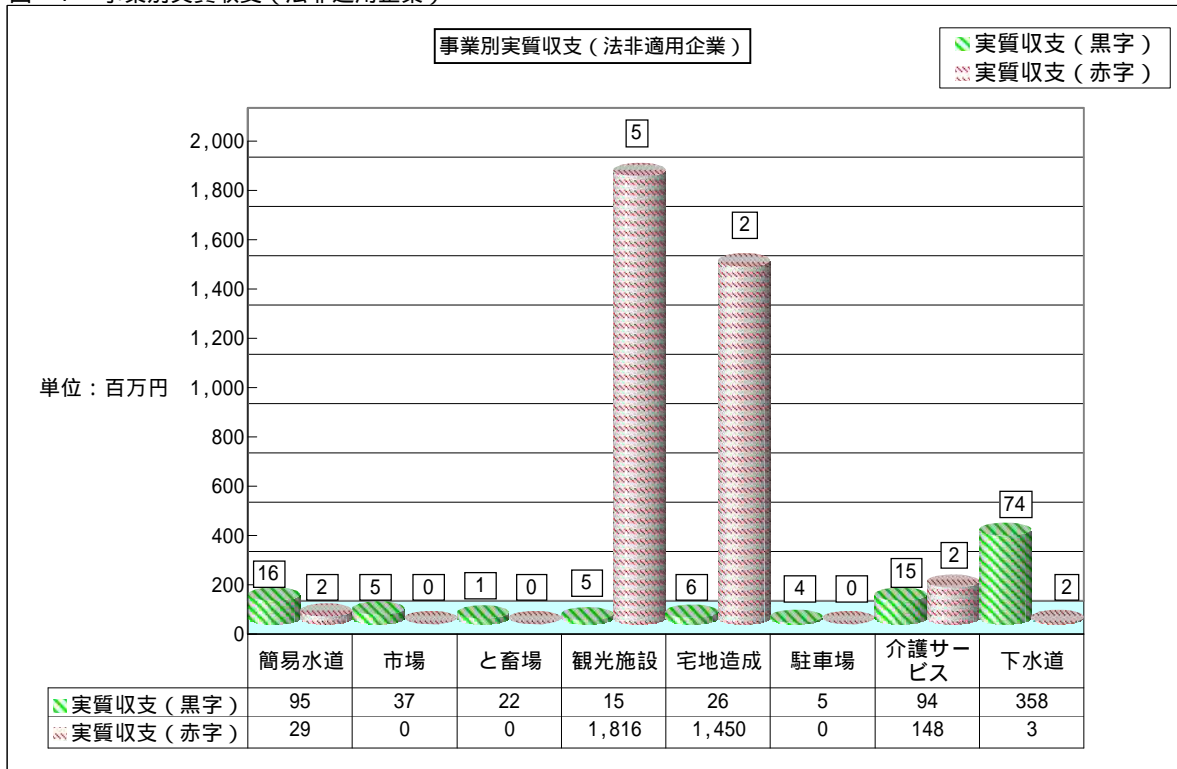
そのうち下水道事業で赤字が大幅に減少していますが、これは平成16年度決算で青森市が市町村合併に伴う打切り決算による赤字を計上していたことによるものです。

表-13 <事業別実質収支(法非適用企業)>

(単位:百万円、%)

	平成17年度		平成16年度		増減額		増減率	
	実質収支(黒字)	実質収支(赤字)	実質収支(黒字)	実質収支(赤字)	実質収支(黒字)	実質収支(赤字)	実質収支(黒字)	実質収支(赤字)
簡易水道	95	29	114	6	19	23	16.7	383.3
市場	37	0	83	19	46	19	55.4	100.0
と畜場	22	0	47	0	25	0	53.2	-
観光施設	15	1,816	6	1,792	9	24	150.0	1.3
宅地造成	26	1,450	0	1,460	26	10	皆増	0.7
駐車場	5	0	7	0	2	0	28.6	-
介護サービス	94	148	84	47	10	101	11.9	214.9
下水道	358	3	233	1,298	125	1,295	53.6	99.8
合計	652	3,446	574	4,622	78	1,176	13.6	25.4

図-7 <事業別実質収支(法非適用企業)>



(内数字は事業数)

実質収支とは、収入総額(収益的収入+資本的収入)から支出総額(収益的支出+資本的支出)を差し引いて、さらに繰上充用金や繰越財源を差し引いたものです。

(3) 他会計繰入金

一般会計から公営企業会計に対する繰入金は、182億53百万円(前年度179億2百万円)で、対前年度比3億51百万円、2.0%増となっています。

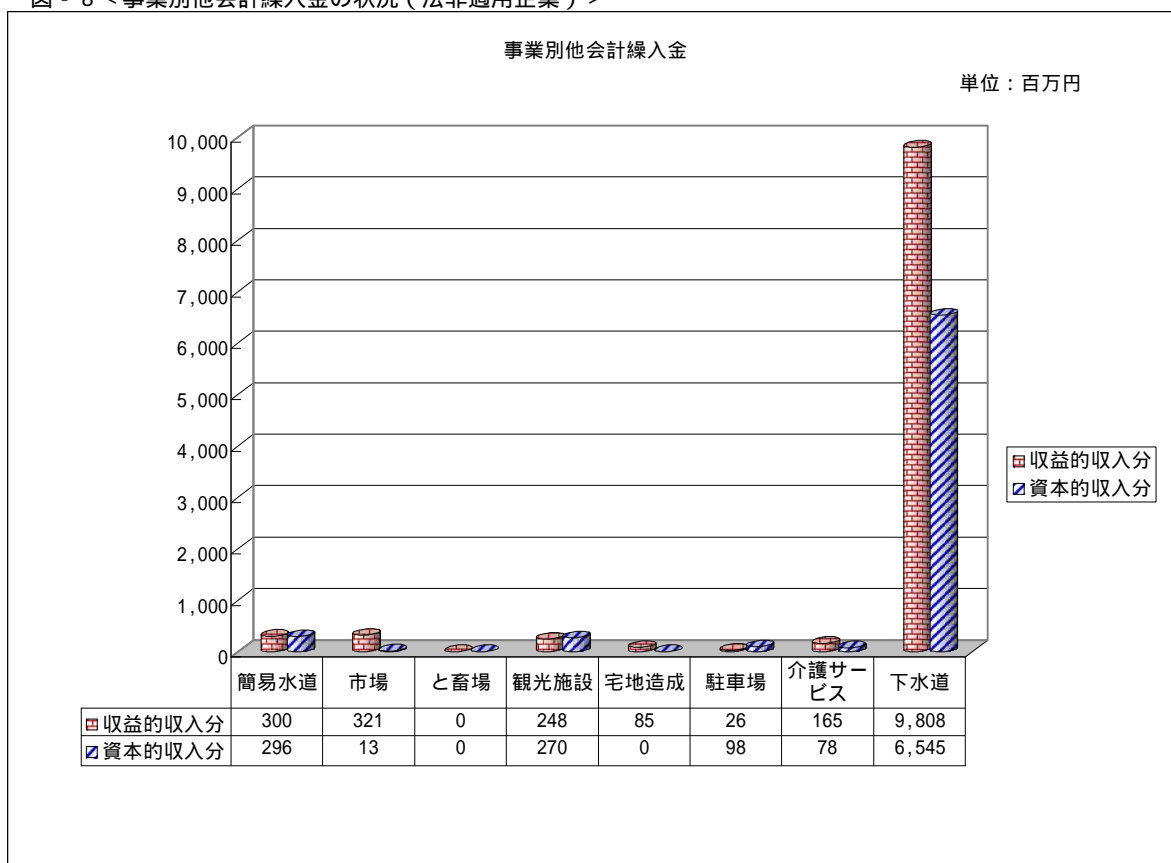
法非適用企業の中で繰入金が多いのは、下水道事業の163億53百万円で、繰入総額に占める割合も、89.6%となっています。

表 - 1 4 < 事業別他会計繰入金の状況 (法非適用企業) >

(単位: 百万円、%)

	平成17年度他会計繰入金			平成16年度他会計繰入金			前年度比		
	収益的収入分	資本的収入分		収益的収入分	資本的収入分		収益的収入分	資本的収入分	
簡易水道	596	300	296	635	286	349	6.1	4.9	15.2
市場	334	321	13	292	202	90	14.4	58.9	85.6
と畜場	0	0	0	66	1	65	100.0	100.0	100.0
観光施設	518	248	270	525	337	188	1.3	26.4	43.6
宅地造成	85	85	0	80	80	0	6.3	6.3	-
駐車場	124	26	98	152	29	123	18.4	10.3	20.3
介護サービス	243	165	78	262	182	80	7.3	9.3	2.5
下水道	16,353	9,808	6,545	15,890	9,745	6,145	2.9	0.6	6.5
合計	18,253	10,953	7,300	17,902	10,862	7,040	2.0	0.8	3.7

図 - 8 < 事業別他会計繰入金の状況 (法非適用企業) >



## 7 資金不足額

地方債の協議制においては、公営企業が繰越欠損金を有し、資金の不足額が一定割合を超えると、起債にあたり許可を要することとなります。

平成17年度決算で資金の不足額を生じている事業数及び許可となる事業数は、表-15の区分のとおりで、病院事業が15事業と最も多い状況となっています。

また、資金不足額がある事業については、表-16のとおりとなっています。

表-15 資金不足事業数

対象事業名	事業数	資金の不足額が生じている事業数	割合	資金不足比率による許可となる事業数	割合
上水道事業	29	0	-	0	-
交通事業	2	2	100.0	1	50.0
病院事業	26	15	57.7	11	42.3
下水道事業	40	2	5.0	2	5.0
工業用水道	1	0	-	0	-
と畜場事業	2	0	-	0	-
簡易水道事業	17	1	5.9	1	5.9
市場事業	5	0	-	0	-
観光施設事業	7	3	42.9	3	42.9
宅地造成事業	8	1	12.5	1	12.5
計	137	24	17.5	19	13.9

表-16 資金不足額を有する事業及び団体一覧

(単位:千円,%)

事業区分	市町村名	法適・法非適	資金不足額	資金不足比率	要許可
交通事業	青森市	法適	951,090	34.5	3
	八戸市	法適	1,112,197	74.9	
病院事業	弘前市	法適	14,550	0.4	
	八戸市	法適	1,151,953	10.4	
	黒石市	法適	650,831	14.2	
	十和田市	法適	609,204	12.2	
	平川市	法適	95,995	10.7	
	平内町	法適	90,903	7.5	
	藤崎町	法適	59,203	9.6	
	大鱈町	法適	69,041	6.1	
	板柳町	法適	880,386	134.1	
	鶴田町	法適	748,060	57.6	
	六戸町	法適	42,614	10.3	
	三戸町	法適	385,660	19.9	
	五戸町	法適	456,156	19.7	
	公立金木病院組合	法適	417,204	25.7	
	下北医療センター	法適	7,948,761	76.2	
下水道事業	黒石市	法適	1,165,934	439.0	
	平川市	法適	112,701	93.1	
簡易水道事業	外ヶ浜町	法非適	27,546	28.5	
観光施設事業	弘前市	法非適	598,754	1,359.7	
	黒石市	法非適	473,797	1,129.0	
	大鱈町	法非適	674,530	235.9	
宅地造成事業	むつ市	法非適	1,450,029	278,851.7	

1. 資金不足比率は、次の算式により求められます。

**法適用**・・・( + - ) /

(流動負債 - (一時借入金又は未払金で建設改良費に係るものうち地方債を起すこととしている額))

建設改良費以外の経費の財源に充てるための起債の現在高

(流動資産 - (繰越した事業の財源に充当できる特定収入で収入された部分に相当する額))

(営業収益 - 受託工事収益)

**法非適用**・・・( - ) /

(繰上充用金 + 支払繰延額 + 事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費に対する地方債の現在高)

(未収入特定財源)

(営業収益に相当する収入 - 受託工事収益に相当する収入)

2. 資金不足比率が10%を超えると、許可公営企業となり、地方債の許可にあたっては、当該団体が策定した公営企業の経営の健全化を図る計画(公営企業経営健全化計画)の内容、その実施状況を勘案し、地方債の発行を許可することとなります。

3. 青森市の交通事業については、資金不足比率が10%を超えていますが、合併に伴う経理処理により平成17年度決算では、繰越欠損金を有していないため、許可公営企業とはなりません。